

〈参考〉

重度心身障害者医療所得制限限度額

〔 特別障害者手当の扶養義務者の限度額と同額 〕

扶養親族等の人数	所得制限限度額	給与収入に換算した場合
0 人	6 2 8 . 7 万円	8 4 0 . 7 万円
1 人	6 5 3 . 6 万円	8 6 8 . 4 万円
2 人	6 7 4 . 9 万円	8 9 2 . 1 万円
3 人	6 9 6 . 2 万円	9 1 5 . 7 万円

- ・ 以下、扶養親族等の人数 1 人につき、所得制限限度額に 2 1 . 3 万円を加算
老人扶養親族があるときは、1 人につき 6 万円を加算